

○環境省告示第九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第三条第二号へ及び第六条第一項第二号ハの規定に基づき、特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法（平成十一年厚生省告示第四百四十八号）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年三月二十七日

環境大臣 斉藤 鉄夫

本則中「第三条第二号ホ」を「第三条第二号へ」に改める。

第一号中「及び銅（以下「鉄等」という。）」を「、又はプラスチック（燃料以外の製品の原材料として利用することが容易なものに限る。以下同じ。）」に、「若しくは銅」を「、銅若しくはプラスチック（以下「鉄等」という。）」に改め、第二号中「次号」の下に「及び第四号」を加え、「同じ。」の下に「うちブラウン管式のものにあつては、」を加え、第五号を第六号とし、第四号中「又は廃電気冷凍庫」を「、廃電気冷凍庫、廃電気洗濯機又は廃衣類乾燥機」に改め、同号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 廃テレビジョン受信機のうち液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないもの）に限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）にあつては、**次のイ又は**

ロに掲げる方法

イ 蛍光管のうち水銀又はその化合物（以下「水銀等」という。）を含むものについて、次のとおりとする。

- (1) 破碎設備を用いて破碎するとともに、破碎に伴って生ずる汚泥又はばいじんについても(2)又は(3)のいずれかの方法により処理する方法
- (2) 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、水銀等が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法
- (3) ばい焼設備を用いてばい焼するとともに、ばい焼により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法

ロ 液晶パネルのうち砒素又はその化合物（以下「砒素等」という。）を含むものについて、次のとおりとする。

- (1) 熔融設備を用いて熔融した上で固化するとともに、熔融に伴って生じる汚泥又はばいじんについても(3)又は(4)のいずれかの方法により処理する方法
- (2) 焼成設備を用いて焼成することにより砒素等が溶出しないように化学的に安定した状態にするとともに、焼成に伴って生ずる汚泥又はばいじんについても(3)又は(4)のいずれかの方法により処理する方法

- (3) 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、砒素等が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法
- (4) 酸その他の溶媒に砒素等を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の砒素等を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について、砒素等が溶出しない状態にし、又は製錬工程において砒素等を回収する方法

附 則

この告示の適用の際現に収集、運搬又は処分（再生を含む。以下同じ。）が行われている特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百六十七号）による改正後の特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）第一条第二号ロに規定するテレビジョン受信機のうち液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）及びプラズマ式のもの並びに同条第四号に規定する衣類乾燥機が廃棄物となったものについてこの告示の適用後行う処分については、平成二十一年九月三十日までの間は、この告示による改正後の特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法第一号、第三号、第四号及び第五号の規定にかかわらず、なお従前の例による。